

2019年（令和元年）12月19日

札幌刑務所

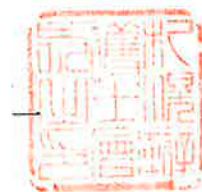
所長 中村 吉一 殿

札幌弁護士会

会長 樋川 恒一

同人権擁護委員会

委員長 小笠原



勧告書

当弁護士会は、申立人からなされた人権救済申立事件について調査した結果、次のとおり勧告する。

第1 勧告の趣旨

貴刑務所は、申立人が使用を願い出た眼鏡について「華美である」としてその使用を不許可としたが、その不許可の措置は申立人の権利を侵害するものであるから、その眼鏡の使用を許可するよう勧告する。

第2 勧告の理由

別紙「調査報告書」のとおり。

以上

調査報告書

下記人権救済申立事件について、次のとおり調査の結果を報告する。

事件名 眼鏡の使用不許可に関する人権救済申立事件
事件番号 2017-13号
受付日 2017年（平成29年）9月11日
申立人 XXXXXXXXXX
相手方 札幌刑務所

勧告の理由

第1 申立の趣旨及び理由

1 申立の趣旨

申立人が、札幌刑務所に対して、使用許可を求めている眼鏡（以下、「本件眼鏡」という）について、使用を許可するよう求める。

2 申立の理由

申立人は、現在、札幌刑務所において収容中（平成29年8月3日入所、2020年（令和2年）4月3日満期）である。

申立人は、2017年（平成29年）9月1日、講堂内での運動時において、申立人と同じ配役工場に所属する被収容者Aから、突然殴る等の暴行を受けた（以下、「本件暴行」という）。

申立人は本件暴行によって、当時使用していた眼鏡が破損したことから、同年10月19日、この眼鏡（以下「破損眼鏡」という）を

刑務所外で修理するため知人に宅下げした(なお10月18日までは、破損眼鏡は証拠品として領置されていた)。

同年11月14日、修理された眼鏡が差し入れされたが(以下「差入眼鏡」という)、同年12月12日、この差入眼鏡について、華美であることを理由として、使用を不許可とされた。

申立人は、眼鏡の使用を不許可とされたことにより、目の疲労からくる頭痛に悩まされている。

第2 申立人の提出した資料及び札幌刑務所に対して行った照会について(いずれも事実認定に用いたものに限る)

1 申立人から提出された資料

本件眼鏡の写真(本書面末尾に添付)

2 札幌刑務所に対する照会およびその回答

(1) 第1回の照会

ア 当委員会の2018年(平成30年)3月2日付照会(抜粋)

3 申立人は、本件暴行事件によって破損した申立人の眼鏡を刑務所外に修理に出したところ、刑務所外での修理から戻ってきた後に「華美」であることを理由として使用が認められなかったと訴えています。そのような事実はありますか。もし事実認識に異なる点があればご教示ください。

4 仮にかかる事実があった場合は、以下の各点についてもご教示ください。

(1) 申立人の眼鏡のいかなる点が「華美」と判断されたのでしょうか。

(2) 申立人の眼鏡は、申立人が貴所に収容されてから本件暴行事

件が発生するまでの間は、使用が認められていたものでしょうか。
もしそうであれば、当該眼鏡が修理された後になって、使用が認められなくなった理由もご教示ください。

イ 札幌刑務所からの同年3月29日付回答（抜粋）

3 照会事項3及び4について

申立人は、本件事案において眼鏡を破損したとして、その眼鏡を知人宛に交付し、後日、同知人から申立人に対し、眼鏡の差し入れがありました。交付した眼鏡と差し入れられた眼鏡は、いずれも市販の量産品であるため、それらが同一のものかは特定することはできないところ、当所において、差し入れられた眼鏡について審査した結果、レンズフレーム及び弦部が白色であることに加え、一般的な眼鏡と比較し、レンズフレーム及び弦部の形状に特徴を有しており、レンズフレーム及び弦部の白色をより強調して同衆の目を引く華美なものであると判断したほか、その形状が他者を威圧するものであることなどから、これを使用させることにより当所の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると判断し、その使用を不許可としました。

(2) 第2回の照会

ア 当委員会の2019年（令和元年）9月20日付照会（抜粋）

① 本件眼鏡の使用不許可処分は、刑事収容施設法第42条1項及び平成19年5月30日付矯正局長依命通達「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について」記4に基づくものと理解してよろしいでしょうか。異なる場合は、貴所が使用不許可処分の根拠とされた法令上の根拠についてご教示ください。

② 刑事収容施設法 42 条 1 項 1 号では、眼鏡その他の補正器具について、「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。」と規定されています。

貴所において、眼鏡について同条項の「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に該当するか否かの判断に際して用いている内部的な判断基準の有無、もし有るようであればその判断基準の内容についてご教示ください。

イ 札幌刑務所からの 2019 年 10 月 7 日付回答（抜粋）

当所では、照会書にある本件眼鏡について、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第 42 条第 1 項、「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令」（平成 19 年法務省矯成訓第 3339 号大臣訓令）第 10 条、及び平成 19 年 5 月 30 日付け法務省矯成第 3340 号矯成局長依命通達「被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について」記 4 の規定に基づき、その使用を不許可とした。

また、当所では、被収容者が使用する眼鏡について、著しく高価なもの、華美にわたるもの、著しく奇形又は異形で外見上の個性を強調するもの、及び周囲に畏怖感を与えるものなど施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがあると認められる場合に、その使用を許さないこととしている。

第 3 認定した事実

本件事実関係のうち大部分については争いがなく、争いがあるのは、申立人が本件暴行前に使用していて本件暴行により壊された眼鏡（破

損眼鏡)と、本件暴行後に差入された眼鏡(差入眼鏡)の同一性のみである(なお、札幌刑務所もこの点について「同一のものか特定することはできない」とするにとどまっており、積極的に同一性を否定しているわけではない)。

この点、申立人から提供された2葉の写真を見るに、形状、色合い等はほぼ同一であるため、申立人の陳述をも併せれば、この二つの眼鏡は同一のものであると認定することができる。

そこで、本報告書の以下の項においては、破損眼鏡と差入眼鏡をいずれも「本件眼鏡」と呼称することとする。

第4 当委員会の判断

1 本件眼鏡の使用制限の根拠

本件眼鏡の使用制限の根拠となっている刑事収容施設法42条の文言は別紙記載のとおりである。

同条の趣旨は次のとおりである。すなわち、被収容者が使用する物品について、その使用を保障する必要はあるが国庫の負担での貸与・支給(官給)を保障することについては必要ではなくあるいは適当でないものがあるところ、同条はそうした物品について、原則として自弁能力がある以上は(官給は行わず)自弁のものを使用させ、自弁能力が無い場合に限り官給を保障するものとしている。

したがって、同条1項一号で規定する眼鏡についても、自弁の物品を使用させるのが原則であり、自弁の物品の使用が不許可となるのは「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」に限定される。

2 眼鏡の使用制限が許される場合について

この点、眼鏡は、既述のとおり個々の被収容者の視力の個別の状況（視力、乱視、弱視等）に応じて調製されているのが一般であるから、自弁の物品を被収容者に使用させるべき要請は強い。

他方、眼鏡は、その性質上、これを刑務所からの逃走、あるいは他の被収容者への暴行といった用途に用いることはおよそ考え難いし、また、その性質上、換価価値のある高価品と評価されうることも極めて稀であろうと思料される。

逐条解説刑事収容施設法改訂版においても、第一号の「眼鏡その他の補正器具」について自弁物品の使用を原則とする理由について、『通常これらの補正器具については、刑事施設に収容される前から負担しているものがあり、釈放後にも使用する必要があるものであること、個々の被収容者に調製されたものでなければならず官給するのは大きな負担となること』という説明がなされている。

以上からすると、眼鏡について、法42条1項柱書が定める「刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合」が認められるようなケースは通常は考え難いのであって、仮にそのようなケースがありうるとしても、それは、当該眼鏡の使用を許可することによって、被収容者間において、貧富の差が顕著に表れ公平な処遇に支障を来したり、窃盗や不正授受等の反則行為を引き起こしたりするなどのおそれがあるような、特段の事情がある場合に限定して解すべきである。

3 本件眼鏡についてのあてはめ

これを本件眼鏡についてみるに、色合いは白色であって特段派手な色彩は用いられておらず、形状もごく一般的なものである。

したがって、この眼鏡の使用を許可することによって、被収容者間

において、貧富の差が顕著に表れ公平な処遇に支障を来したり、窃盗や不正授受等の反則行為を引き起こしたりするなどのおそれがあるとはおよそ認められない。

そして、そうであるにもかかわらず本件眼鏡が使用を不許可とされたことにより、申立人は、自らの視力等に適合した本件眼鏡を使用することができず、眼の疲労による頭痛等が生じていると訴えている。

以上からすると、札幌刑務所による本件眼鏡の使用不許可の措置は、法42条1項1号に反し、申立人の人権を侵害するものと結論せざるを得ない。

なお念のため付言するに、本件眼鏡は、札幌刑務所が使用の不許可の基準とする「著しく高価なもの、華美にわたるもの、著しく奇形又は異形で外見上の個性を強調するもの、及び周囲に畏怖感を与えるものなど施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがあると認められる場合」にも到底該当するとは思われない。

したがって、右基準自体の相当性もさることながら、仮にその右基準にあてはめたとしてもなお、本件眼鏡の使用不許可の措置はなされるべきではなかったといわざるを得ない。

4 結論

以上のとおりであるから、第1項記載の結論が相当であると判断するに至ったものである。



別紙

刑事収容施設法

第四十二条 被収容者には、次に掲げる物品については、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、自弁のものを使用させるものとする。

- 一 眼鏡その他の補正器具
- 二 自己契約作業を行うのに必要な物品
- 三 信書を発するに必要な封筒その他の物品
- 四 第百六条第一項の規定による外出又は外泊の際に使用する衣類その他の物品
- 五 その他法務省令で定める物品

2 前項各号に掲げる物品について、被収容者が自弁のものを使用することができない場合であつて、必要と認めるときは、その者にこれを貸与し、又は支給するものとする。

平成19年法務省矯成訓第3339号大臣訓令

(被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令)

第10条 刑事施設の長は、被収容者に自弁を許す物品について、規律及び秩序の維持その他管理運営上の必要がある場合には、あらかじめ形状又は規格を定めることができる。

平成19年5月30日付け法務省矯成第3340号矯成局長依命通達

(被収容者に係る物品の貸与、支給及び自弁に関する訓令の運用について)

記の4 受刑者の自弁の物品の使用(訓令第4条から第7条まで関係)

受刑者から、自弁の物品(法第42条第1項の規定により受刑者に使

用させる補正器具等の自弁を含む。) を使用したい旨の申出があった場合において、その物品が著しく高価であるとき、又は華美にわたるときは、その使用を許さないことが相当であること。